

行政説明

消費者庁



消費者庁における 若年者に対する消費者教育の取組等について



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」

消費者庁消費者教育推進課
課長補佐 荒井 寛

荒井：消費者教育フェスタにご参加の皆様、こんにちは。消費者庁の消費者教育推進課課長補佐の荒井でございます。本日は当庁につきまして、説明させていただく場をいただきまして誠にありがとうございます。本日、私からは消費者庁が現在実施しております若年者に対する消費者教育の取り組みを中心に、学校向けに制作をいたしました消費者教育教材等も含めて説明をさせていただきます。今後の消費者教育の実践等に何らかのお役に立てれば幸いに存じます。

それでは資料に基づきまして、消費者庁における若年者に対する消費者教育の取り組み等についてご説明をさせていただきます。本日、ご説明をさせていただく内容の目次となっております。

初めに、成年年齢引き下げと若年者に多い消費者トラブルについてお話をいたします。皆様ご存じの通り、本年の4月1日より民法上の成年年齢が18歳に引き下

げられまして、自分の責任で契約を行うことができるようになります。一方で、引き下げにより未成年者取消権が使えなくなります。このことから、成人となった若年者を狙った悪質商法等による消費者トラブルの増加等も懸念されております。若年者への被害防止が重要となっております。

1. 成年年齢引下げと若年者に多い消費者トラブルについて
2. 成年年齢引下げと実践的な消費者教育
3. 「社会への扉」等の消費者教育教材の活用

2

若年者に多い消費者トラブルの例といたしましては、近年、定期購入に関する相談が増加しております。1回だけのつもりで購入を申し込んだものの、実は複数回の購入が条件だったなどの相談が多数寄せられております。これらの注意点といたしましては、注文する際、定期購入が条件となっていないか契約内容をしっかりと確認する必要があります。詐欺的な定期購入商法の問題等の対策のために、令和3年の6月に特定商取引法が改正されまして、同年の7月に施行されました。これにより、定期購入でないと誤認させる表示等に対し、

はデジタルコンテンツの相談の他、美容と健康が多い状況となっております。反面、20歳を過ぎますと一人暮らしの関連ですとか、借金関連の相談が増えるという傾向がございます。

若年者の消費生活相談の状況

- ・若年者の相談では、女性のみならず男性でも「美容」が上位に。
- ・20歳代では、「フリーローン・サラ金」も上位に。

順位	2018年度		2020年度	
	[18~19歳] (平均値)	[20~24歳] (平均値)	[18~19歳] (平均値)	[20~24歳] (平均値)
1 化粧品	588	デジタルコンテンツその他の相談件数	721	デジタルコンテンツその他の相談件数
2 食糧品	616	化粧品	546	デジタルコンテンツその他の相談件数
3 デジタルコンテンツその他の相談件数	39	スキンチャーリングサービス	476	化粧品
4 個人一般	49	スキンチャーリングサービス	433	化粧品
5 神社・寺院	17	健保会員	417	社会への扉
6 出会い系サイト	19	健保会員	362	神社・寺院
7 伏見サービス	15	出会い系サイト	181	出会い系サイト
8 貸金アーバン・キャッシング	30	出会い系サイト	349	デジタルコンテンツその他の相談件数
9 アダルト・情色サイト	13	出会い系サイト	141	内閣・官僚・議員その他の相談件数
10 電子書籍	12	出会い系サイト	273	内閣・官僚・議員その他の相談件数
11 デジタルコンテンツその他の相談件数	21	電子書籍	210	内閣・官僚・議員その他の相談件数
12 移動通信サービス	8	電子書籍	174	内閣・官僚・議員その他の相談件数
13 小売・卸業者の相談件数	81	電子書籍	73	内閣・官僚・議員その他の相談件数
14 国庫出資	81	電子書籍	174	内閣・官僚・議員その他の相談件数
15 コンサート	7	他の会員サービス	43	内閣・官僚・議員その他の相談件数
16 電機・役務サービス	7	他の会員サービス	157	内閣・官僚・議員その他の相談件数
17 ゲーム・オンライン	62	インターネット接続回線	142	内閣・官僚・議員その他の相談件数
18 ゲーミング	62	ブランド特許商号	53	内閣・官僚・議員その他の相談件数
19 相当の相談件数	50	相手の特許・商号登録	130	内閣・官僚・議員その他の相談件数
20 電子・運送	100	相手の特許・商号登録	108	内閣・官僚・議員その他の相談件数
※緑色部分	は、「18~19歳」(平均値)に比べて、「20~24歳」(平均値)で相談件数が2倍以上の相談件数。			
※オレンジ色部分	は、「18~19歳」(平均値)ではなかったり、「20~24歳」(平均値)でみられる相談件数。			
(出典)	「若年者生活相談センター」による「18歳・19歳(令和2年)」と「20歳・24歳(令和3年)」の相談件数の合計を2割減らし、「2021年4月8日公表」(注1)、「18~19歳」(平均値)は、18歳・19歳の2歳の相談件数の合計を2割減らし、「20~24歳」(平均値)は、20歳から24歳までの5歳の相談件数の合計を2割減らし。(注2)相談件数は、2021年2月末までの1年間算定期間。			8

消費者庁では、4月からの成年年齢引き下げに関する取り組みの一環として、若年者に多いトラブル事例とアドバイスを掲載した啓発チラシ「18歳から大人」を作成して全国に配布する等しております。本チラシは、消費者庁WEBサイトからもダウンロードいただけますので是非ご活用ください。



(出所) 消費者庁「18歳から大人！」
<https://www.csa.go.jp/policies/policy/consumer.education/consumer.education/lower.the.age.of.adulthood/leaflet/>

続きまして、成年年齢引き下げに関する取り組みと実践的な消費者教育についてお話をいたします。これまで若年者に対する消費者教育の推進につきましては、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の関係省庁が連携して、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を2018年に策定して、以後3年間を集中強化期間として取り組んできました。このアクションプログラムでは、全ての都道府県の高校で実践的な消費者教育を身に着けるための「社会への扉」等の教材を活用した授業が実施されること、全都道府県に消費者教育コーディネーターが配置されることなどを掲げまして、関係省庁が連携して取り組んでまいりました。

○若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(平成30年2月20日 若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定)

関係省庁（消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁）が緊密に連携し、2018年度から2020年度までを集中強化期間として、実践的な消費者教育の実施を推進するため、以下の取組を推進

高等学校等における消費者教育の推進

・学習指導要領の徹底



・消費者教育教材の開発・手法の高度化
実践的な能力を身に付ける教材「社会への扉」を活用した授業の実施等

・実務経験者の学校教育現場での活用
消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の活用の推進

・教員の育成・研修

「若年者の消費者教育分科会による検討と取りまとめを受けた消費者教育推進会議における審議を踏まえ、**整員による消費者教育の指導力向上のための取組**を推進

・その他

全の都道府県等において、**消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目標**す等

11

- ・大学等と消費生活センターとの連携支援・出前講座の実施
- ・大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及

大学等における消費者教育の推進

・消費者の開拓・手法の高度化

実践的な能力を身に付ける教材「社会への扉」を活用した授業の実施等

・実務経験者の学校教育現場での活用

消費者教育コーディネーターの育成・配置等による実務経験者の活用の推進

・教員の育成・研修

「若年者の消費者教育分科会による検討と取りまとめを受けた消費者教育推進会議における審議を踏まえ、**整員による消費者教育の指導力向上のための取組**を推進

・その他

全の都道府県等において、**消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目標**す等

12

このアクションプログラムの進捗状況の一つといたしましては、2020年度、令和2年度におきまして、全高等学校の86%において、「社会への扉」等を活用した授業等での実践的な消費者教育が実施されました。このうち、国公立が95%、私立は65%、特別支援学校では81%でした。政府では引き続き100%を目指して取り組みを推進してまいりたいと思います。

「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の進捗状況等について

(集中強化期間: 2018年度～2020年度)

1. 全国の高等学校等における「社会への扉」等を活用した授業の実施

○2020年度の高等学校等での活用実績

・高等学校等数でみた実績

2018年度	⇒	2019年度	⇒	2020年度
38%(1/3程度)	67%(2/3程度)	86%	95%	95%
うち、国公立	79%	うち、国公立	95%	95%
私立	43%	私立	65%	65%
特別支援学校	55%	特別支援学校	81%	81%

・都道府県数でみた実績(詳細は別参考表)

2018年度	⇒	2019年度	⇒	2020年度
域内の全高等学校等で実施	1	1	2	
域内の70%以上の高等学校等で実施	6	28	45	
※アクションプログラムでの目標(全ての高等学校等で実施した都道府県数)				
2018年度: 8都道府県 ⇒ 2019年度: 25都道府県 ⇒ 2020年度: 47都道府県				

2. 消費者教育コーディネーターの育成・配置

○消費者教育コーディネーターの配置都道府県数

2017年4月16日 ⇒ 2018年4月19日 ⇒ 2019年4月26日 ⇒ 2020年4月34日

※アクションプログラムでの目標
2018年度: 17都道府県 ⇒ 2019年度: 30都道府県 ⇒ 2020年度: 47都道府県

12

令和3年度におきましては、成年年齢引き下げ前の最後の1年間とすることもありまして、このアクションプログラムの取り組みを踏まえた上で、関係省庁が連携をいたしまして、成年年齢引き下げに伴う消費者教育全力キャンペーンを決定して、この1年間取り組んでまいりました。

令和3年度は、成年年齢引下げ施行に向けた**最後の1年**

「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン

として関係省庁と連携しつつ、地方公共団体・大学等、関係団体、

メディア等も巻き込んだ重層的の取組を行なう

➢消費生活上の契約、家計管理等に関する教育

➢消費者被害防止に資する教育

※平成30年のアクションプログラムの内容はキャンペーンに取り込んで実施。

令和3年4月～取組をスタート

13

本全力キャンペーンでは、地方公共団体、大学等に働きかけですとか、関係団体を通じた働きかけですとか様々な重層的な取り組みを関係省庁が連携して取り組んでおります。

【成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーンについて(令和3年3月22日決定)

趣旨：令和3年度は成年年齢引下げ前の最後の1年となることから、関係4省庁(消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁)がさらに連携し、地方公共団体、大学、関係団体、メディア等を巻き込んだ重層的な連絡を実施する。
▶ 情報発信、セミナー開催等の実施についての働き掛け
▶ 消費生活上の契約、家計管理等に関する教育
▶ 消費者被害防護に資する教育
(※)若者等への消費者教育の実施に関するアクションプログラム(平成30年2月20日決定)」の内容を引き継ぎ実施。

関係4省庁が連携し、各々の立場から関係各所に働き掛け重層的に取り組む

【地方政府・大学への働き掛け】
・都道府県、大学への働き掛け
・情報発信、セミナー開催等の実施についての働き掛け
・消費者教育アドバイザーの派遣
・地方政府主導の教員向け研修への講師派遣
・高校・大学等での金融経済教育に関する出張授業の実施 等

【関係団体への働き掛け】
・消費者団体、日本弁護士連合会、金融機関団体、等、各団体の若者に関連する団体を選びた注意喚起・情報発信働き掛け

【イベント・メディアを通じた周知】
・シンポジウム・セミナー等の開催
・消費者月間や若者が多く参加するイベントを活用した情報発信
・消費者教育セミナーの実施
・教員向け教科教育セミナー等の開催
・インターネット広告・SNS広告等を活用した周知 等

【コンテンツの充実・活用の促進】
・実践的な消費者教育に資するコンテンツを作成し、情報発信に活用
・契約、家計管理や消費者被害防止等に資する動画作成
・高校生向け教育リーフレットの作成
・成年を迎えるにあたっておいたい知識を集約し、マンガ、クイズや解説を交えて伝える特設ウェブサイトの作成
・金融経済教育に関する年齢別動画コンテンツの作成 等

14

消費者庁では、この全力キャンペーンの取り組みの一環といたしまして、WEBサイト上に「18歳から大人」特設ページを開設しております。消費者トラブルの事例ですとか、その対策ポイントを扱った啓発資料など様々なコンテンツを掲載しておりますので、是非ご活用いただければ幸いでございます。また、消費者庁ではSNSによる情報発信も積極的に行っております。「18歳から大人」Twitterアカウント、公式LINEアカウントの「消費者庁 若者ナビ！」を掲載しておりますので是非ご覧ください。

● ウェブサイトによる発信

消費者庁「18歳から大人」特設ページの作成

15

● SNSによる発信

消費者庁「18歳から大人」Twitterアカウントでのツイート(3月22日)

**OLYMPUS公式アカウント
「消費者庁 若者ナビ！」(8月4日開設)**

● 政府広報 大型キャンペーンの実施(令和4年1月～3月) <人気アニメ「東京リベンジャーズ」とコラボ> 地上波番組放送(令和4年1月16日 16:00～16:55) <日テレ「新しい常識！18歳からの大人ルール」> 16

続きまして、消費者庁が作成する消費者教育教材「社会への扉」について少しお話をいたします。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、この「社会への扉」は12のクイズで契約の基本ですとか、契約に伴う責任などについて問い合わせ、その解説をする形式になっております。高等学校段階までの契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解するとともに、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できるよう、その能力を育むことも目的として作成しております。WEBサイト上にはパワーポイント版を掲載しております。また、この「社会への扉」を使いました活用事例集もWEBサイト上に掲載しております。実践事例も是非ご覧ください。

○ 高校生向け消費者教育教材「社会への扉」

社会への扉

-12のクイズで学ぶ自立した消費者-

【目標】成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、「高等教育段階までに、契約に関する基本的な考え方」を理解するとともに、身近な契約等を通して、社会において消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できるような能力を育む。

P. 3~2 傳入 消費者が主役の社会へ

P. 3~11 契約について理解しよう!

お金について理解しよう!

クレジットカードの仕組み、多重債務、将来の許諾的投資被害を防ぐための注意を載載

暮らしの安全について理解しよう!

暮らしに危険の例を紹介し、常に配慮した行動、再発防止のための行動がとられる消費者になることを促進

消費生活センターについて知ろう!

「高生が消費生活センターに相談したら」という設定のマガジンで紹介

あなたの行動が社会を変える

消費者がトラブルにあったときに行動するが、消費者市民社会の実現につながることを紹介

● 生活用教材各ページの解説

● 教員用教材各ページの解説

● 公民科・家庭科の指導案例とワークシート(ワークシート実物はウェブサイト閲覧)

18

「社会への扉」★パワーポイント版★

社会への扉

12のクイズで学ぶ自立した消費者

消費者が主役の社会へ

消費者が主役の社会へ

19

○ 「社会への扉」の内容とポイント

消費者が主役の社会へ (P1~2 見開きページ) (「現代社会」からの視点)

✓ 高校生が普段暮らす街の風景を配して、契約や消費者トラブル等が身近な暮らしの中に存在することに気付かせる。… 「自分のこと」

✓ 三者折衷による12のクイズを考えることで、基本的な知識の理解の習得と確認ができる。… 選択肢 자체が解答を考えるヒント

クイズ…契約の基本から始まり、ゴールは「自立した消費者」

① 消費生活(買い物)に関連した「契約」の基本的知識を理解する。
② 支払いに関連した「お金」に関して、基本的知識を理解する。
③ 安全・安心な暮らしのための基本的な対処法を理解する。
④ 消費生活センターを知り、消費者トラブルにあたら相談できる。
⑤ 消費者の声を消費生活センターや企業に伝える行動は、安全で安心な暮らしの実現、より良い社会に変える第一歩であることを理解する。

【活用例】

①導入として、②学習後の確認として、③学習内容に合わせたQ&Aを取り上げて

20

また、消費者庁では「消費者教育ポータルサイト」というものを作成してWEBサイトに公表しております。様々な機関、地方公共団体が作成した教材等を掲載しておりますので、消費者教育の授業等を実践する際、ご活用いただければと思います。この資料以降は、参考基礎資料として、消費者教育の推進に関する法令や会議の概要を添付しておりますので後程ご参照ください。

○ 消費者教育ポータルサイト

消費者庁、関係府省、関係機関及び地方公共団体が作成した教材等を**消費者教育ポータルサイト**に掲載

消 費 者 教 育
ポー タル サ イ ト

文字サイズ 大 中 小 特大

当サイトについて 検索 消費者教育関連情報 報告 お問い合わせ

消費者教育ポータルサイトとは

「消費者教育ポータルサイト」は、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイトです。

学校や家庭の様々な場面で消費者教育を実施したいと考えている方や自学されている方が、教材、講座、取組の情報を探検したり、登録したりすることができます。

検索

消費者教育に関する教材、講座、取組を検索したい方はこちらから

▼ 消費者教育の基本イメージ・マップ検索

ライフスタイル（出稼前・高齢期）とマシン（重宝価値）が組み合わせから、幅広い教材、講座、取組を検索できます。

▶ フリーe-教科書

○ 共生社会から学ぶ

○ 「消費問題」を学ぶための「問題別・問題ごとに学べる」と「からだの問題検索」

自分の立場（年齢・性別・性）や、自分の立場（年齢・性別・性）で、教材、講座、取組を検索します

掲載

消費者教育に関する教材、講座、取組を掲載したい方はこちらから

▶ 「教材」の登録フォーム

「教材登録の手引きあつたっての『ご注意』」「記入の手引き」「登録料金の支払方法」を確認してみてください。

▶ 「講座」の登録フォーム

「講座登録の手引きあつたっての『ご注意』」を確認の上、登録を行ってください。

▶ 「取組」の登録フォーム

「取組登録の手引きあつたっての『ご注意』」を確認の上、登録を行ってください。

消費者教育ポータルサイトとは

消費者教育を担う講師、学校の教職員、専門家、地域住民と関わりのあるある者を主な利用者として置かれた消費者教育の教材、サービス等の情報検索サイト。国や地方公共団体、消費者団体、事業者団体等から情報等が提供され、消費者教育等の教材登録数は1,687件(令和2年10月末現在)。

〈參考資料〉

○ 消費者教育推進会議のこれまでの取組

「消費者教育の推進に関する法律」平成24年8月22日成立、同12月13日施行

消費者庁に「消費者教育推進会議」設置 平成25年3月6日第1回会議
・委員相互の情報交換 ・「基本方針」作成・変更に意図

- ## **参考教育の推進に関する基本方針**

・ 消費者教育推進会議における更なる議論
新規参入社からも意見を参考して議論を進める方針で、議論を進める方針

- ・地方公共団体における消費者教育推進協議会の設置、消費者教育推進計画の策定等の取組

「消費者教育推進会議取りまとめ」平成27年

- ・消費者巾氏社会における消費者の具体的行動例
 - ・多様な扱い手による消費者教育の実践に向けた事例の提示
 - ・地域における各種セミナーの構成・協働に向けた提言・事例の掲示

「第二期消費者教育推進会議」 平成27年7月～平成29年6月

- ・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直しに向けた論点整理

・社会情勢等の変化に対応した課題

- 第三期消費者教育推進会議」平成29年8月
〔東日本大震災から5年目の社会情勢と今後の課題〕

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の見直し
若年者の消費者教育分科会 教員の指導力向上のための方策について取りまとめ 等

- する消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会 消費者教育コーディネーターの役割等について取りまとめ

者教育の推進に関する基本方針」変更 平成30年3月20日閣議

- 第四期消費者教育推進会議・令和三年12月

・全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会

- ・全世代における体系的な消費者教育に関する連携に関する分科会
 - ・社会のデジタル化に対応した消費者教育に関する分科会

- Digitized by srujanika@gmail.com

以上駆け足となってしまいましたが、消費者教育における若年者に対する消費者教育の取り組み等についてのご説明となります。本消費者教育フェスタにご出席いただきました皆様におかれましては、今後とも引き続き消費者教育の推進にご理解とご協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。ご清聴誠にありがとうございました。

